

令和7年度 第1回 江戸川区障害者差別解消支援地域協議会

次 第

令和7年11月7日(金) 午後1時30分～3時30分
タワーホール船堀 蓬萊

- 1 開会
- 2 事務局挨拶・紹介
- 3 委員委嘱および紹介
- 4 会長・副会長選任
- 5 東京大学先端科学技術研究センター 近藤武夫教授による講義
- 6 議 事
 - (1) 令和7年度江戸川区障害者差別解消支援地域協議会について
 - (2) 今後の協議会の進め方について
- 7 閉 会

【配付資料一覧】

- ・令和7年度第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会 次第
- ・令和7年度第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会 席次および委員名簿
- ・資料1 令和7年度江戸川区障害者差別解消支援地域協議会について
- ・資料2 江戸川区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱
- ・資料3 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例
- ・資料4 障害者差別解消法に基づく相談窓口
- ・資料5 令和7年度障害者差別及び合理的配慮に関する対応事例
- ・資料6 権利擁護リーフレット

江戸川区障害者差別解消支援地域協議会について

資料 1

1 法的な位置付け

障害者差別解消法第17条第1項により「関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関で構成される協議会を組織することができる。」、同法第18条第1項により、「協議会は必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。」とされています。

2 江戸川区障害者差別解消支援地域協議会について

設置について

江戸川区地域自立支援協議会の所掌事項の見直しにより、当該会議体から独立し、令和7年度より設置することになりました。

協議会の目的・役割

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、関係機関等のネットワークを構築し、障害を理由とする差別に係る相談事例の報告及び情報共有等を行うとともに、障害者差別解消に関する様々な課題について協議します。

協議会の位置付け

区の附属機関となります。相談事例報告や情報共有等を行うとともに、障害者差別事案に係る調査審議を行います。

任期及び開催予定

委員任期：2か年度

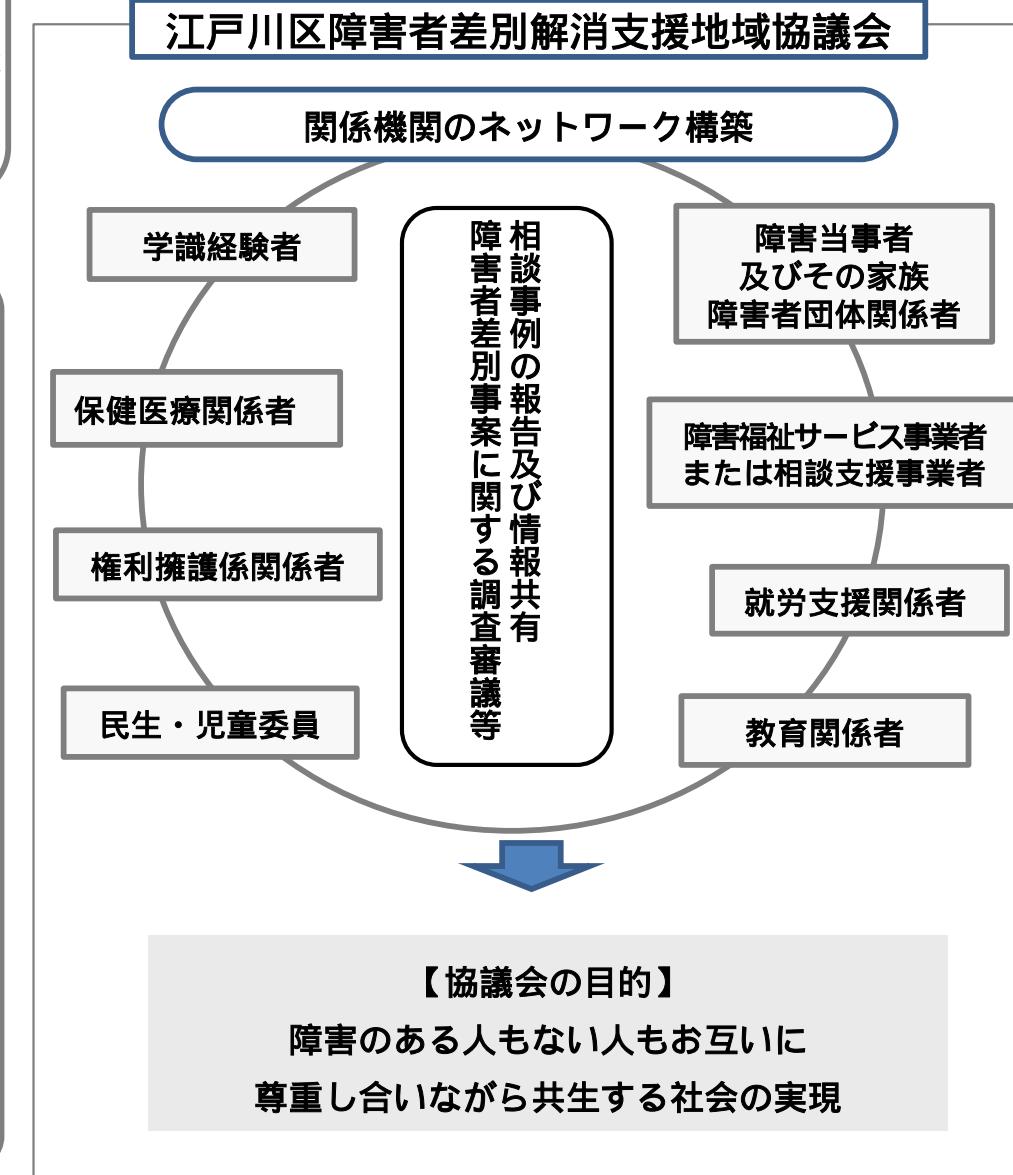
開催予定：年2回程度 平日午後、2時間程度

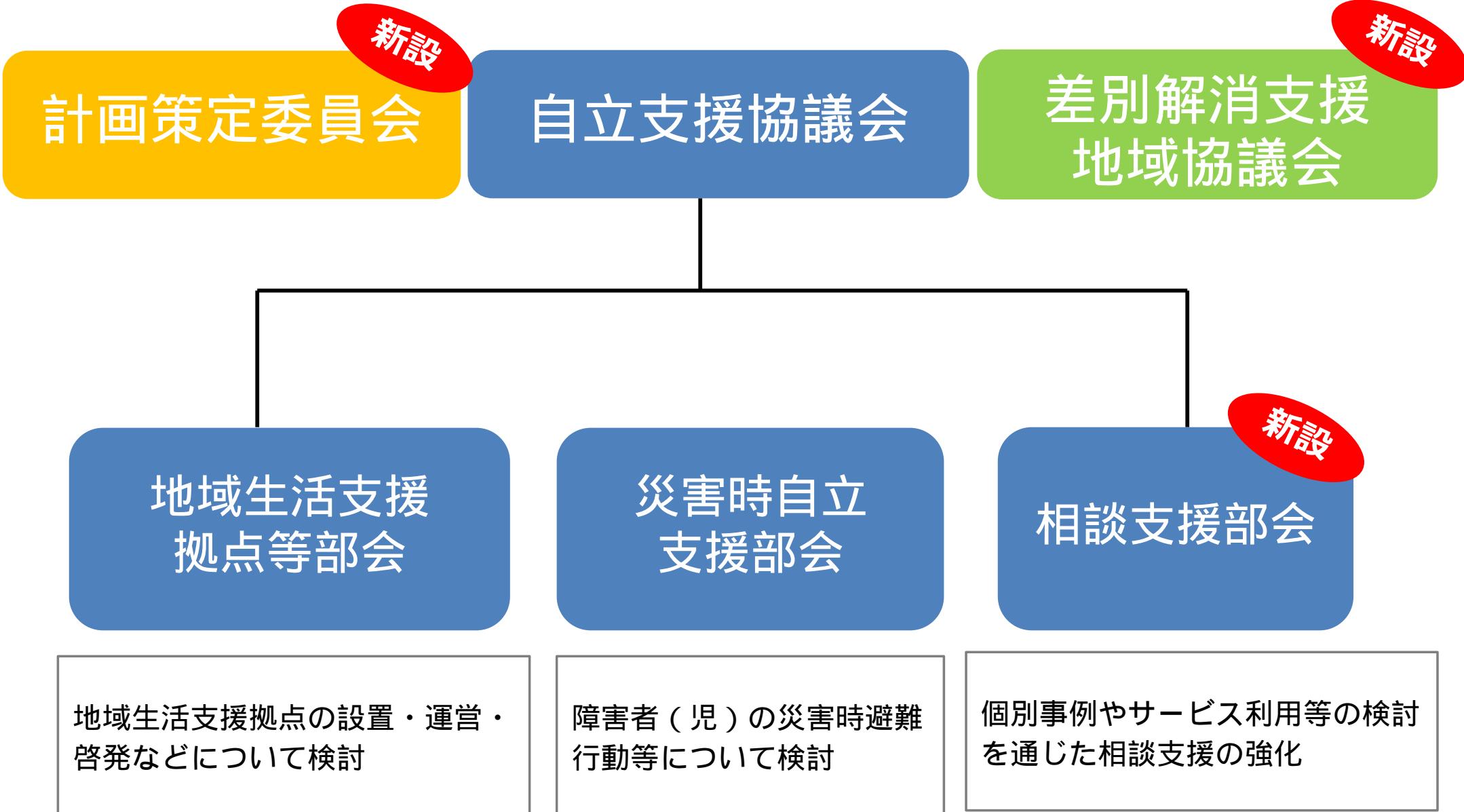
関係法令

障害者差別解消法

<江戸川区障害者差別解消支援地域協議会のイメージ>

法律の規定（障害者差別解消法第17条第1項）





計画策定委員会及び差別解消支援地域協議会は、ともに附属機関として設置する

資料 2

江戸川区障害者差別解消支援地域協議会に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的に、かつ、円滑に行うため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定及び江戸川区附属機関の設置に関する条例(令和5年11月江戸川区条例第41号)により設置した江戸川区障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第18条第1項から第3項までの規定に基づく協議等に関すること。

障害を理由とする差別の解消に係る関係機関によるネットワークの構築に関すること。

障害を理由とする差別に係る相談事例等の報告及び情報共有に関するこ

と。

障害を理由とする差別の解消を推進するための理解促進及び普及啓発活

動に関するこ

障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例(令和5年11月江戸川区条

例第39号)に基づく施策(障害を理由とする差別の解消に係るものに限る。)

の進行管理及び評価に関するこ

前各号に掲げるもののほか、江戸川区長(以下「区長」という。)が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

学識経験者

保健医療関係者

権利擁護関係者

障害当事者及びその家族

障害者団体関係者

関係行政機関

障害福祉サービス事業者又は相談支援事業者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第3条の規定により委嘱された委員が事故のため出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 5 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理人を委員とみなす。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 8 会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム(情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)により、会議に出席することができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び前条第7項の規定により協議会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

資料 3

障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例

令和五年十一月六日条例第三十九号

障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例

全ての人は、障害の有無にかかわらず、自分らしく生きる権利を生まれながらに持つており、かけがえのない存在です。我が国では、障害者の権利に関する条約の採択をきっかけに、障害のある人の人権を守るために法律が整えられてきました。

しかし、障害のある人は、今なお、日常生活や社会生活のあらゆる場面で、建物や設備、制度の利用に不便を感じたり、偏見、無関心など、障害による差別に苦しんだりしています。また、十分な理解や尊重がないために、自分の思うような生活ができないなど、様々な生きづらさを感じながら暮らしている人がいます。

これらの生きづらさは、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されています。このような状況を変えていくためには、誰もが地域の一員として、障害に対する正しい理解を深め、障害のある人の立場に立って、この障壁を取り除いていかなければなりません。

そして、障害のある人を日常的に支援し、悩みや苦しみを抱え孤立している家族などの支援も必要です。障害のある人への差別を解消し、一人ひとりの権利が尊重され、能力が十分に発揮される社会は、全ての人にとって、暮らしやすい社会になります。

江戸川区は、障害者の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例などの考え方をもとに、国や国際社会とも呼応し、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を定めます。

(目的)

第一条 この条例は、障害及び障害のある人に対する理解を促進し、障害を理由とする差別を解消するための施策について、基本理念を定め、江戸川区（以下「区」という。）及び事業者の責務並びに区民等の役割を明らかにすることにより、社会的障壁を取り除き、もって、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを総合的かつ計画的に実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に

日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける等の生きづらさを抱えている状態にあるものをいう。

二 区民等 江戸川区内（以下「区内」という。）に住み、又は区内で働き、若しくは学ぶ者その他区内で活動する者をいう。

三 事業者 区内において事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

四 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

五 合理的配慮 障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

六 意思決定支援 障害のある人が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活又は社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。

（基本理念）

第三条 障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組は、次に掲げる事項を最大限尊重して推進するものとする。

一 障害のある人において、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

二 障害のある人において、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑に意思決定支援を受けられること。

三 障害のある人が、障害を理由とする差別によって、その権利利益が侵害されないこと。

四 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

五 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らすことができること。

六 区、区民等及び事業者が連携し、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力及び個性を發揮できること。

七 障害のある人において、その性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされること。

八 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられるこ

九 障害のある人が、可能な限り、言語（手話等を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段（点字、拡大文字、筆談、音声読み上げ、平易な言葉その他意思疎通に困難がある人において意思疎通をしやすくするためのあらゆる手段を含む。以下同じ。）についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること。

十 障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされること。

（区の責務）

第四条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する。

2 区は、区民等、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、協力して障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちを推進する。

（区民等の役割）

第五条 区民等は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の活動において、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるよう配慮に努める。

2 区民等は、区が実施する障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちを実現するための施策に協力するよう努める。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における活動において、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるよう配慮に努める。

2 事業者は、区が実施する障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちを実現するための施策に協力するよう努める。

（差別の禁止等）

第七条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別等その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮をしなければならない。

(推進施策)

第八条 区は、この条例の目的を実現するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に行う。

- 一 障害のある人が、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるための施策
- 二 障害のある人が、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑な意思決定支援を受けられるための施策
- 三 障害を理由とする差別解消に向けた施策
- 四 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が提供されるための施策
- 五 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らせる環境を整備するための施策
- 六 区、区民等及び事業者が連携し、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力及び個性を発揮できる環境を実現するための施策
- 七 障害のある人において、その性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされるための施策
- 八 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられる社会の推進のための施策
- 九 障害のある人が、可能な限り、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られるための施策
- 十 障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされるための施策

(施策推進に当たっての意見の聴取)

第九条 区は、前条の施策の推進に当たっては、障害のある人、家族等、支援に当たる関係者その他区民等の意見を聴取し、施策に反映するよう努めることとする。

(災害対応における配慮)

第十条 区は、区民等及び事業者と協力し、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）において、障害のある人の特性に十分配慮する。

(変化への対応)

第十一條 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害者差別解消法に基づく相談窓口

資料 4

